

世田谷区告示第 1 3 7 号

区管理水路を次のように設置するので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成 14 年 3 月世田谷区規則第 4 5 号）第 7 条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和 8 年 3 月 1 1 日から 1 5 日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 1 1 日

世田谷区長 保 坂 展 人

1 番号

(1) 1 2 - Z 0 5 0

(2) 1 2 - Z 0 5 1

2 区間

(1) 世田谷区池尻四丁目 1 5 2 番 9 地先無番

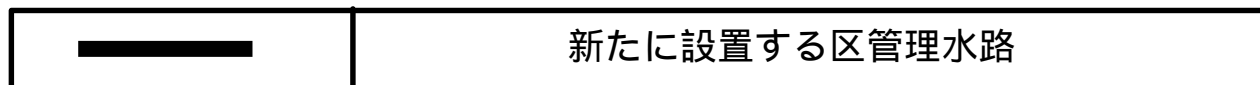
(2) 世田谷区池尻四丁目 1 5 2 番 1 地先無番から 1 5 2 番 1 9 地先無番まで

3 用途

(1) 区管理水路

(2) 区管理水路

案内図



街区	池尻四丁目 3 5 番
----	-------------

